

経済産業省

20200608保局第2号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年6月26日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323保局第5号）及び特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第 1 号） 1

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323 保局第 5 号） 4

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第 6 号） 6

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表
 （改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日 20200528 保局第1号 令和 2年 6月15日 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日 20200528 保局第1号 令和 2年 6月15日
<u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u>	<u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u>
<u>第86条関係</u>	[新設]
<u>第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。</u>	
<u>第88条関係</u>	[新設]
<u>第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。</u>	
<u>第89条関係</u>	[新設]
<u>第2項及び第6項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。</u>	
<u>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</u>	<u>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</u>

<p><u>第84条関係</u> <u>第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第86条関係</u> <u>第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第87条関係</u> <u>第2項及び第5項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について</u></p>	<p><u>(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について</u></p>
<p><u>第41条関係</u> <u>第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、コンビナート等保安規則別表第5、別表第6、別表第7又は別表第8の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第43条関係</u> <u>第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、コンビナート等保安規則別表第5、別表第6、別表第7又は別表第8の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第44条関係</u> <u>第2項及び第6項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、コンビナート等保安規則別表第5、別表第6、別表第7又は別表第8の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について</u></p>	<p><u>(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について</u></p>
<p><u>第47条関係</u> <u>第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面・写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、冷凍保安規則別表第3又は別表第4の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第49条関係</u></p>	<p>[新設]</p>

第2項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面・写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、冷凍保安規則別表第3又は別表第4の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。

第50条関係

第2項及び第6項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、冷凍保安規則別表第3又は別表第4の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

[新設]

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323 保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</p> <p>制定 20180323 保局第5号 平成30年 3月30日 改正 <u>20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日</u></p>	<p>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</p> <p>制定 20180323 保局第5号 平成30年 3月30日</p>
<p>3. 認定の申請手続き</p> <p>認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。なお、<u>一般則第79条第3項、液石則第77条第3項及びコンビ則第34条第3項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 認定申請者は、現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、次に掲げる資料（認定完成検査実施者の認定申請者にあつては①、認定保安検査実施者の認定申請者にあつては②）を（1）又は（2）に定める書類に添えて提出するものとする。</u></p> <p><u>① 完成検査のための組織に係る一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3及び認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「告示」という。）の完成検査に係る認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料</u></p> <p><u>② 保安検査のための組織に係る一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4及び告示の保安検査に係る認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料</u></p>	<p>3. 認定の申請手続き</p> <p>認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。なお、<u>一般則第79条第2項、液石則第77条第2項及びコンビ則第34条第2項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>4. 検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委員会は、書類審査及び現地審査を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。<u>ただし、現地審査については、図面、写真及び映像その他必要な資料の確認をもって代えることができる。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、高圧ガス保安協会会長並びに申請者に通知するものとする。<u>現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を行った場合にあっては、その旨を併せて通知するものとする。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>4. 検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委員会は、書類審査及び現地審査を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、高圧ガス保安協会会長並びに申請者に通知するものとする。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>[新設]</p>
<p><u>4の2. 現地確認</u></p> <p><u>(1) 委員会は、現地審査に代わり図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った場合は、原則として</u></p>	

認定を行った後3ヶ月以内に現地確認を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、この限りでない。

(2) (1)の現地確認は、現地審査に代わり図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った事項について行うものとする。

5. 認定の方法

(1)・(2) [略]

(3) 施設の追加

- ① 1. から4の2. までの規定は、一般則第92条、液石則第90条、コンビ則第47条、冷凍則第53条の規定により、自ら検査を行う製造施設又は貯蔵施設を追加する場合に準用する。この場合、4.(5)の検査のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。

②・③ [略]

5. 認定の方法

(1)・(2) [略]

(3) 施設の追加

- ① 1. から4. までの規定は、一般則第92条、液石則第90条、コンビ則第47条、冷凍則第53条の規定により、自ら検査を行う製造施設又は貯蔵施設を追加する場合に準用する。この場合、4.(5)の検査のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。

②・③ [略]

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第6号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について	特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について
制定 20180323 保局第6号 平成30年 3月30日 改正 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191118 保局第2号 令和 元年11月29日 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日	制定 20180323 保局第6号 平成30年 3月30日 改正 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191118 保局第2号 令和 元年11月29日
<u>I. 特定認定事業者について</u>	<u>I. 特定認定事業者について</u>
<u>3. 特定認定調査の申請手続き</u>	<u>3. 特定認定調査の申請手続き</u>
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
<u>(4)(3)の規定により協会が行う特定認定調査は、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。</u>	[新設]
<u>(5)(4)の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、液石則第92条の3、一般則第94条の3又はコンビ則第49条の3の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。</u>	[新設]
<u>(6)特定認定調査を申請しようとする者は、(5)の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、液石則第92条の3、一般則第94条の3又はコンビ則第49条の3の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を(1)に定める書類に添えて提出するものとする。</u>	[新設]
<u>(7) [略]</u>	<u>(4) [略]</u>
<u>4. 特定認定事業者に関する認定の方法</u>	<u>4. 特定認定事業者に関する認定の方法</u>
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 施設の追加	(4) 施設の追加
① 1. から3. まで、 <u>4.(1)から(3)まで及び4の2.の規定は、液石則第92条の6、一般則第94条の6及びコンビ則第49条の6の規定により施設を追加する場合に準用する。</u>	① 1. から3. まで及び4.(1)から(3)までの規定は、液石則第92条の6、一般則第94条の6及びコンビ則第49条の6の規定により施設を追加する場合に準用する。
②～④ [略]	②～④ [略]
(5) [略]	(5) [略]
<u>4の2. 現地確認</u>	[新設]
<u>(1)協会は、3.(5)に定める図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った場合は、原則として認定が行われた後3ヶ月以内に現地確認を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、この限りでない。</u>	
<u>(2)(1)の現地確認は、図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った事項について行うものとする。</u>	

5. 特定認定事業者に関する認定の更新

1. から4の2. までの規定は、特定認定事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

II. 自主保安高度化事業者

3. 自主保安高度化調査の方法

(1)・(2) [略]

(3)(1)の規定により協会が行う自主保安化高度化調査は、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

(4)(3)の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

(5) 自主保安高度化調査を申請しようとする者は、(4)の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を(2)に定める書類に添えて提出するものとする。

(6) [略]

4の2. 現地確認

(1) 協会は、3. (4)に定める図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った場合は、原則として認定が行われた後3ヶ月以内に現地確認を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、この限りでない。

(2) (1)の現地確認は、図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った事項について行うものとする。

様式3 (I 3. (7)関係)

[略]

様式4 (I 3. (7)関係)

[略]

様式7 (II 3. (6)関係)

[略]

5. 特定認定事業者に関する認定の更新

1. から4. までの規定は、特定認定事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

II. 自主保安高度化事業者

3. 自主保安高度化調査の方法

(1)・(2) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(3) [略]

[新設]

様式3 (I 3. (4)関係)

[略]

様式4 (I 3. (4)関係)

[略]

様式7 (II 3. (3)関係)

[略]